

横植協会 27-7号  
平成27年6月16日

## 横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会  
045-201-2378

お知らせ第7号を送信します。

### 【ニュージーランドにおけるAGM(アジア型マイマイガ)の不在証明制度の導入について】

米国、カナダ及びチリは、各々の国に入港する船舶に対して、AGM(アジア型マイマイガ)の飛翔期間中に船舶が寄港したAGM発生地域の港において、AGMの不在証明を取得することを要求していますが、今般、ニュージーランドにおいても同様な不在証明制度の導入を予定しているとの情報提供が農林水産省からありましたのでお知らせします。

ニュージーランドが予定しているAGM不在証明制度の概要は以下のとおりです。また、当該情報が掲載されているニュージーランド当局のホームページは以下のとおりです。詳細については当ホームページをご覧ください。

ニュージーランドが予定しているAGM不在証明制度の概要

- ・ 2016年6月1日からニュージーランド入港の過去12ヶ月の間に、AGM発生地域の飛翔期間中に寄港した船舶に対して不在証明書の提示を求める不在証明制度の導入を予定。
- ・ ニュージーランドが認める日本の不在証明機関、日本の規制地域及び飛翔期間等は米国及びカナダと同様。
- ・ 2015年シーズン中の船舶への要求については、前年と同様(不在証明書の提示を要求しないが、不在証明書の提示があれば、AGM船舶検査を実施しない)。
- ・ 日本の不在証明機関が発給する不在証明書を2015年から正式に認める。

ニュージーランド当局のホームページ

<http://www.biosecurity.govt.nz/enter/ships>

以上